

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の
指定申請手続きについて

品川区障害者福祉課

令和2年5月

目次

I. 相談支援事業の概要	2
II. 報酬について	7
III. 指定について	17
IV. 指定基準	17
V. 指定申請手続きについて（提出先：品川区）	25
VI. 事業開始届について（提出先：東京都）	26
VII. 業務管理体制整備について（提出先：事業所の所在地等により異なる）	27
VIII. 変更・廃止・休止・再開届・更新について	28
IX. 関係法令等	29

※関係法令等を基に記載をしていますが、記載を省略している内容もあるため、基準等、必ずご確認をお願いいたします。

I. 相談支援事業の概要

平成 24 年 4 月から、相談支援体制が強化され、相談支援事業が地域相談支援を行う「一般相談支援事業」、計画相談支援を行う「特定相談支援事業」、障害児相談支援を行う「障害児相談支援事業」の三形態に再編されました。

このうち、「特定相談支援事業」及び「障害児相談支援事業」については、区市町村が指定することとなります。

そこで、品川区において相談支援事業者（特定・障害児）の指定を受けるための手続きについてご案内いたします。なお、「一般相談支援事業」については、東京都が指定いたします。

1. 相談支援事業の制度内容

種類	事業の主な内容	指定
特定相談支援事業 (障害者総合支援法)	<p>基本相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者や障害児からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を供与する支援を行う。 <p>計画相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画案を作成し（サービス利用支援）、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う（継続サービス利用支援）。 	品川区
一般相談支援事業 (障害者総合支援法)	<p>基本相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者や障害児からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を供与する支援を行う。 <p>地域相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に入所等している障害者が地域に移行するための活動に関する相談（地域移行支援）、居宅において単身で生活する障害者等に対する緊急事態等の相談支援（地域定着支援）を行う。 	東京都
障害児相談支援事業 (児童福祉法)	<p>障害児相談支援</p> <p>障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う（継続障害児支援利用援助）。</p>	品川区

(1) 特定相談支援事業とは

特定相談支援事業は、基本相談支援と計画相談支援のいずれも行う事業です。

(2) 基本相談支援とは

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害児者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

(3) 計画相談支援

計画相談支援には、サービス利用支援と継続サービス利用支援（モニタリング）があります。

① サービス利用支援

障害福祉サービスや地域相談支援の申請や変更の申請の際に、障害者もしくは障害児の保護者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他事情を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成します。

対象

- 障害福祉サービスの申請・変更の申請に係る障害者
- 障害児の保護者
- 地域相談支援の申請に係る障害者

② 継続サービス利用支援（モニタリング）

支給決定の有効期間内において、サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、モニタリング実施期間ごとに利用状況を検証し、その結果や心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を行うことをいいます。

- 「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- 新たな支給決定もしくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行います。

対象

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

(4) 障害児相談支援

障害児相談支援には、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。

① 障害児支援利用援助

通所給付決定の申請や変更の申請の際に、障害児の心身の状況、置かれている環境、障害児やその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、その他事情を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成します。

対象

通所給付決定の申請・変更に係る障害児の保護者

② 継続障害児支援利用援助

通所給付決定の有効期間内において、障害児支援利用計画が適切であるかどうかについて、モニタリング実施期間ごとに利用状況を検証し、その結果や心身の状況、置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向その他事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を行うことをいいます。

- 「障害児支援利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- 新たな通所給付決定もしくは通所給付決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支給決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行います。

対象

指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

2. モニタリングの標準期間（施行規則第六条の十六）

	対象者	標準期間
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった利用者 	1月（毎月）ごと ※利用開始日から 3月間に限る
(2)	<p>在宅の障害者サービス利用者（※（1）に掲げる者を除く）で以下に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ● 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 ● 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る） 	1月（毎月）ごと
(3)	<p>在宅の障害者サービス利用者（※（2）に掲げる者を除く）で以下に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者 ● 65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者 	3月ごと
(4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域定着支援、障害児通所支援を利用する者（※（1）～（3）に掲げる者を除く） ● 地域移行支援を利用する者（※（1）に掲げる者を除く） 	6月ごと
(5)	<ul style="list-style-type: none"> ● 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者（※（1）に掲げる者を除く） 	6月ごと

※上記の期間は、あくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であるため、利用者の状況等に応じて柔軟に設定します。

例えば、次のような利用者については、標準より短い期間で設定することが考

えられます。

【計画相談支援】

- 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やその恐れのある者

【障害児相談支援】

- 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

II. 報酬について

1. 単価

厚生労働大臣が定める1単位の単価 11.2円

2. 報酬

(1) 計画相談支援

区分	単位
サービス利用支援費（Ⅰ）	1,462 単位／月
サービス利用支援費（Ⅱ）	731 単位／月
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1211 単位／月
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	605 単位／月

※（Ⅰ）は取扱件数（相談支援専門員1人あたり前6月間における計画相談支援対象障害者等の数の平均値）が40未満の場合又は40以上の場合は40未満の部分に算定

※（Ⅱ）は取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分に算定

※（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、指定特定相談支援事業者と指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営している場合は、障害児相談対象保護者の数を含みます。

◆同一の月に継続サービス利用支援とサービス利用支援を行う場合について◆

- 障害者福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月にサービス利用支援を行った場合は、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定します。
- 障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できます。

◆介護減算について◆

介護保険法の要介護・要支援の者に対し、ケアマネージャーと相談支援専門員を兼務している方が、介護保険法によるケアプランとサービス等利用計画を併せて作成している場合は、報酬上減算されます。

なお、サービス等利用計画を作成している者とケアプランを作成している者が別々である場合は、減算されません。

下記の区分に応じた単位が、「(1) 計画相談支援」の単位より減算されます。

区分		単位
居宅介護支援費重複減算Ⅰ (要介護1・要介護2)	サービス利用支援費(Ⅰ)	▲553単位/月
	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	▲604単位/月
居宅介護支援費重複減算Ⅱ (要介護3～5)	サービス利用支援費(Ⅰ)	▲856単位/月
	サービス利用支援費(Ⅱ)	▲125単位/月
	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	▲907単位/月
	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	▲301単位/月
介護予防支援費重複減算 (要支援1・2)	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	▲9単位/月

(2) 障害児相談支援

障害児が計画相談支援と障害児相談支援の両方を受けている場合は、障害児相談支援のみ報酬が請求できます。

区分	単位
障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,625単位/月
障害児支援利用援助費(Ⅱ)	814単位/月
継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,322単位/月
継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	661単位/月

(3) 加算

	加算名	単位
①	利用者負担上限額管理加算	150 単位/月
②	初回加算（計画相談支援）	300 単位/月
	初回加算（障害児相談）	500 単位/月
③	入院時情報連携加算（Ⅰ）	200 単位/月
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	100 単位/月
④	退院・退所加算	200 単位/月
⑤	居宅介護支援事業所等連携加算	100 単位/月
⑥	医療・保育・教育関連等連携加算	100 単位/月
⑦	サービス担当者会議実施加算	100 単位/月
⑧	サービス提供時モニタリング加算	100 単位/月
⑨	特定事業所加算（Ⅰ）	500 単位/月
	特定事業所加算（Ⅱ）	400 単位/月
	特定事業所加算（Ⅲ）	300 単位/月
	特定事業所加算（Ⅳ）	150 単位/月
⑩	行動障害支援体制加算	35 単位/月
⑪	要医療児者体制加算	35 単位/月
⑫	精神障害者支援体制加算	35 単位/月
⑬	地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位/月
⑭	地域体制強化共同支援加算	2,000 単位/月

① 利用者負担上限管理加算

事業所が利用者負担額合計金額の管理を行った場合に加算

② 初回加算

次の場合、加算します。

- 新規にサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する場合
- 前6か月間に、障害福祉サービスや地域相談支援を利用していない方が計画相談支援・障害児相談支援を利用する場合
- 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合
- 計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合

③ 入院時情報連携加算

利用者が入院するにあたり当該病院へ心身の状況（障害の程度、特性、疾患、病歴の有無等）、生活環境（家族構成、生活歴等）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況およびサービスの利用状況について情報提供した場合に算定します。

- 医療機関へ出向いて当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合→入院時情報連携加算（Ⅰ）
- （Ⅰ）以外の方法により必要な情報を提供した場合
→入院時情報連携加算（Ⅱ）

※当該加算のみの請求可

※1人につき1月に1回を限度

記録

情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段（面談・電話・FAX等）について記録を作成し、5年間保存してください。区長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

④ 退院・退所加算

病院や障害者施設等へ入院、入所していた利用者が、退院、退所し、障害者福祉サービス、地域相談支援を利用する場合において、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する「必要な情報」を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害者福祉サービス等の利用に関する調整を行い、障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に算定します。

なお、「必要な情報」とは次のとおり。

- 心身の状況（障害の程度、特性、疾患、病歴の有無等）
- 生活環境（家族構成、生活歴等）
- 日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況およびサービスの利用状況
- 入院、入所等期間中の利用者に係る心身の状況の変化
- 退院退所に当たって特に配慮すべき事項の有無及びその内容

※初回加算と併給不可

※入院・入所中に3回を限度

記録

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた相手、面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映させるべき内容について記録し、5年間保存してください。区長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

※作成したサービス等利用計画等において、記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。

⑤ 居宅介護支援事業所等連携加算

障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合において、相談支援専門員が介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に出向く等により、ケアマネージャーによるケアプランの「作成に協力を行った場合」に算定します。なお、「作成に協力を行った場合」とは次のとおり。

- ケアマネージャーが実施するアセスメントに同行
- 当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリングの結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境、サービスの利用状況等をケアマネージャーに説明を行った場合

※当該加算のみの請求可

※当該加算を算定した利用者に係るケアプランを作成した指定居宅介護支援事業所等において、6か月以内に再度算定することはできない。

※指定居宅介護支援又は指定介護予防支援利用開始のみ算定可能

⑥ 医療・保育・教育機関等連携加算

サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の職員と面談等を行い、ひつような情報提供を受けて、サービス等利用計画を作成した場合に算定します。

なお、次の要件をいずれも満たす必要があります。

- 利用者が利用する医療・保育・教育機関等の関係機関との日常的な連絡体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるため、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
- 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。

※初回加算と併給不可

※退院・退所加算を算定し、かつ、連携先が退院・退所する職員のみからの情報提供の場合併給不可

※1人につき1月に1回を限度

⑦ サービス担当者会議実施加算

モニタリングの実施時において、利用者の居宅等を訪問し面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見を求め、検討を行った場合に算定します。

※1人につき1月に1回を限度

※継続サービス利用支援を行う時のみ算定

※サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することになるため当該加算の算定はできない。

※開催にあたっては、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり、必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

※会議を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告の実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

記録

会議の出席者、開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針を記録し、5年間保存してください。区長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

⑧ サービス提供時モニタリング加算

モニタリング実施時またはそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所や提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に算定します。

※当該加算のみの請求可

※1人の相談支援専門員が1月に請求できる件数は39件を限度

※相談支援専門員と障害福祉サービス事業所等の業務を兼務している場合で、兼務先の事業所のサービス提供現場のみを確認した場合は、算定できない。

※居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能（モニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要がある。）

※複数の障害福祉サービス等を利用している者については、すべての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1か所でも確認していれば算定可能

記録

サービスの提供状況、サービス提供時の利用者の状況、その他必要な事項を記録し、5年間保存してください。区長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

⑨ 特定事業所加算

特定事業所加算は、支援困難ケースへの積極的な対応・人材の確保・質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

次のような事業所が対象となります。

- 公正中立を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所。
- 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている。

以上を踏まえ、次の表の要件を満たす場合で、品川区に事前に加算の届け出をした場合に算定できます。

算定要件	I	II ※1	III	IV ※1
常勤かつ専従(※2)の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が主任相談支援専門員であること	○	—	—	—
常勤かつ専従(※2)の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること	—	○	—	—
常勤かつ専従(※2)の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること	—	—	○	—
常勤かつ専従(※2)相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること	—	—	—	○
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を、目的とした会議を定期的を開催すること(※3)	○	○	○	○
24時間連絡体制(※4)を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	—
新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員(現任研修修了者)の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
相談支援専門員1人あたりの1月の取り扱い件数が40件未満であること	○	○	○	○

※1 特定事業所加算(II)、(IV)については、2021年3月まで。

※2 同一敷地内にある指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所・指定一般相談支援事業所・指定自立生活援助事業所の職務であれば兼務しても差支えない。

※3 議事については、記録を5年間保存。定期的とは、概ね週1回以上。

※4 24時間連絡可能な体制とは、常時担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談可能な体制であり、24時間開所の必要はない。

記録毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存してください。区長等から求めがあった場合については、提出し

なければなりません。

⑩ 行動障害支援体制加算

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は、行動援護従事者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している旨を、あらかじめ品川区へ届け出し、体制が整備されていることを、事業所に掲示するとともに公表した場合に算定します。

※強度行動障害を有する者から利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。

⑪ 要医療児者支援体制加算

医療的ケア児等コーディネーター養成研修、その他これに準ずる都道府県知事が認める研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している旨を、あらかじめ品川区へ届け出し、体制が整備されていることを、事業所に掲示するとともに公表した場合に算定します。

※医療的ケア児等から利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。

⑫ 精神障害者支援体制加算

精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修、その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している旨を、あらかじめ品川区へ届け出し、体制が整備されていることを、事業所に掲示するとともに公表した場合に算定します。

※精神障害者等から利用申し込みがあった場合に利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスに提供を拒むことは認められません。

※⑩、⑪、⑫の公表方法は、事業所ホームページやパンフレット等への加算取得の旨の記載等を想定しています。

※⑩、⑪、⑫については、体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件をみたしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定で

きる。

⑬ 地域生活支援拠点等相談強化加算

障害の特性に起因して緊急事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者又はその家族等からの要請に基づき、短期入所を利用する場合に、短期入所事業所に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整を行った場合、算定します。

※品川区に事前に届出が必要です。

※運営規程に地域拠点等であることを定めていることが必要です。

※利用者 1 人につき 1 月に 4 回を限度

記録

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨の記録を作成し、5 年間保存してください。区長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

⑭ 地域体制強化共同支援加算

支援が困難な利用者に対して、相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅で療養又は地域において生活する上で必要となる説明および指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定します。

※品川区に事前に届出が必要です。

※運営規程に地域拠点等であることを定めていることが必要です。

※月 1 回を限度

記録 当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容の記録を作成し、5 年間保存してください。区長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

Ⅲ. 指定について

指定は、事業所ごとに行います。なお、次のような場合は指定ができません。

- 申請者が法人でないとき。
- 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が厚生労働省で定める基準を満たしていないとき。
- 申請者が厚生労働省令に定める相談支援事業の運営基準に従った適正な運営ができないと認められるとき。

Ⅳ. 指定基準

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

1. 人員基準（基準第 3・4 条、解釈通知第二の 1）

（1）管理者 1 名（専従）

事業所ごとに専従の管理者を配置してください。

ただし、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所・施設等の職務に従事することができます。

管理者は相談支援専門員である必要はありません。

（2）従業者 1 名以上（専従）

事業所ごとに専従の相談支援専門員を 1 名以上配置してください。

ただし、事業に支障がない場合は、相談支援専門員を当該事業所の他の職務、又は他の事業所・施設等の職務に従事することができます。

※「専従」とは、原則として、サービス提供時間（当該従業者の勤務時間）を通じて当該障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことを言います。常勤・非常勤は問いません。

◆兼務の取り扱いについて◆

（1）管理者と相談支援専門員の兼務

業務に支障がない場合に可能。

（2）他の事業と兼務

業務に支障がない場合可能。ただし、兼務先の事業の人員基準に支障がないか、必ず確認してください。人員基準は可能であっても、加算等に影響

がある場合もあります。

なお、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所・一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障が無いものとして認められています。指定自立生活援助事業所との兼務については、サービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみになります。

(3) 障害福祉サービス事業所の業務と兼務

相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所（指定自立生活援助事業所を除く）の業務と兼務は、中立性の確保等が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き当該利用者へのモニタリングは、原則できません。

- ① 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合
- ② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち当該支給決定等から概ね3か月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結しなおす必要となるため、一定期間を猶予する。）
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

◆相談支援専門員について◆

- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）

基本的要件

相談支援専門員は、障害特性や当事者の生活実態に関する知識と経験が必要であることから、「相談支援従事者研修の受講」と「実務経験」（3年、5年、10年）を要件とします。

(1) 相談支援従事者研修の受講

都道府県の実施する障害者相談支援従事者研修（初任者研修：6日程度）を受講し、修了していることが必要です。

なお、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、現任研修を5年目の年度末までに、障害者相談支援従事者現任研修を受講しなかった場合は、その年度の末日以降、相談支援専門員の資格は失効します。再び相談支援専門員の要件を満たすためには、再度都道府県の障害者相談支援従事者初任者研修を受講する必要があります。

(2) 実務経験

従事されてきた業務に応じて、要件があります。

相談支援専門員の要件となる実務経験等

「厚生労働大臣が定める実務経験」のうち下記の表で

- ① 第1の期間が通算して3年以上（※）である者
- ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上ある者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上ある者
- ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が5年以上ある者

※ 1年以上の実務経験とは、1年のうち業務に従事した期間が通算して180日以上であること。

- ・ 3年以上（540日以上）
- ・ 5年以上（900日以上）
- ・ 10年以上（1800日以上）

厚生労働大臣が定める実務経験	
第1	平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者であるものが、平成18年9月30日までの間に相談支援業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者
第2	イからニまでに掲げる者が <u>相談支援の業務</u> その他これに準ずる業務に従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者 ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅

	<p>介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>二 保険医療機関の従業者（<u>社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる国家資格を有する者、並びにイからハまでに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者に限る。</u>）</p>
第3	<p>イからハまでに掲げる者であって、<u>社会福祉主事任用資格者等（※）</u>が、<u>介護等の業務</u>（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間）</p> <p>イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、指定障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これに準ずる施設の従業者</p>
第4	<p>第3のイからハまでに掲げる者であって、<u>社会福祉主事任用資格者等でない者</u>が、介護等の業務に従事した期間</p>
第5	<p>次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター</p>
第6	<p>特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間</p>
第7	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士が、<u>当該資格に基づく業務に従事した期間</u></p>

※ 社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

◆相談支援専門員の業務◆（相談支援に関するQ&A 平成29年3月31日問4）

Q 相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か？

A サービス等利用計画を作成するのは相談支援専門員である。補助職員は、相談支援専門員の支持の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員自ら行わなければならない業務は以下のとおり。

- ① 宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
- ② 利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画等の説明
- ③ サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取

2. 設備基準（基準第21条、解釈通知第二の2（17））

（1）事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。

なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。

（2）受付等スペースの確保

事務室又は相談支援の事業を行うための区画については、利用申し込み受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とします。

（3）設備及び備品等

相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとします。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

3. 運営規程について（基準第19条、解釈通知第二の2（15））

運営規程に定めておかなければならない事項は以下のとおりです。

（1）事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (ア) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (イ) 成年後見人制度の利用支援
 - (ウ) 苦情解決体制の整備
 - (エ) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）
- (8) その他運営に関する重要事項（参考：従業員の研修、個人情報保護関係、運営規定の取り決め）
- (9) 附則 当該事業の施行日、事業開始の日

4. 勤務体制の確保等（基準第20条、解釈通知第二の2（16））

利用者等に対する適切な計画相談支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制について、次の点に留意する必要があります。

- (1) 相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければなりません。
- (2) 相談支援事業者は、相談支援事業所ごとに、相談支援事業所の相談支援専門員に計画相談支援の業務を担当させなければなりません。（ただし相談支援専門員の補助の業務は除く）
- (3) 相談支援専門員の資質の向上のために、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しなければなりません。

5. 掲示等（基準第23条、解釈通知第二の2（19））

相談支援事業者は、相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要・基本相談支援及び計画相談支援の実施状況・相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

6. 秘密保持（基準第24条、解釈通知第二の2（20））

- (1) 相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知

り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

- (2) 過去に当該事業所の従業者及び管理者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。(秘密保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずる必要があります。)
- (3) 相談支援事業者は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければなりません。

7. 苦情解決（基準第27条、解釈通知第二の2（22））

- (1) 相談支援事業者は、その提供した計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。相談窓口の連絡先・苦情解決の体制及び手順等を重要事項説明書等に記載して利用者に説明するとともに、事業所に掲示することが望まれます。
- (2) 苦情を受け付けた場合には、受付日・内容等を記録し、5年間保存してください。
- (3) 市町村が行う報告・文書その他の物件の提出・提示の命令又は当該職員からの質問・相談支援事業所の設備や帳簿書類その他物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。また、相談支援事業者は、市町村等から求めがあった場合には、その改善の内容を報告しなければなりません。
- (4) 相談支援事業者は、社会福祉法83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければなりません。

8. 事故発生時の対応（基準第28条、解釈通知第二の2（23））

- (1) 利用者等に対する計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、5年間保存してください。
- (3) 利用者等に対する計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

このほか、以下に留意してください。

- ① 利用者等に対する計画相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法についてあらかじめ定めておくことが望ましいです。事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救急救命講習等を受講することが望ましいです。（AEDが事業所の近隣に設置されており、緊急時に使用できるよう、地域その体制や連携を構築することでも差支えありません。）
- ② 相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。
- ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じることが求められます。

9. 会計の区分（基準第29条、解釈通知第二の2（24））

相談支援事業者は、相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、計画相談支援の事業の会計をその他の事業と区分しなければなりません。

10. 記録の整備（基準第30条、解釈通知第二の2（25））

- (1) 相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。
- (2) 利用者等に対する計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、計画相談支援を提供した日から5年間保存しなければなりません。
 - ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
 - ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - イ) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ロ) アセスメントの記録
 - ハ) サービス担当者会議等の記録
 - ニ) モニタリングの結果の記録
 - ③ 基準第17条の規定による市町村への通知に係る記録
 - ④ 基準第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑤ 基準第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

V. 指定申請手続きについて（提出先：品川区）

品川区で指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の開設をご検討の場合は、事前に障害者福祉課にご相談ください。

（１）申請書類

ホームページからダウンロードできます。

（２）提出

原則品川区障害者福祉課の窓口へ持参ください。

（３）提出期限

ご希望の指定日の前々月末日までに、ご提出ください。

申請書類が受理された翌々月の１日付で指定を行います。

（例）１０月１日指定希望の場合→８月末までに提出が必要です。

※申請書類の不備等により、修正等が必要になる場合があるため、余裕をもってご提出ください。

※特定相談支援事業と障害児相談支援事業を同時に申請する場合、書類は１セットで構いません。（第１号様式のみ特定相談支援、障害児相談支援それぞれご提出ください。）

（４）定款について

特定相談支援事業・障害児相談支援事業を開始しようとする法人は、定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明）に、該当事業についての記載（例えば、社会福祉法人の場合、特定相談支援事業の経営、障害児相談支援事業の経営といった記載が考えられます）が必要となります。

※別紙 「定款標記について」を参照してください。

ただし、定款変更に係る処理期間の都合等により、定款の記載が間に合わない場合、法人名による押印された定款変更確約書の添付が必要です。この場合、定款への記載及び登記完了後は、定款の写し、登記事項証明書を速やかに提出してください。

◆障害児相談支援事業のみの指定について◆

障害児については、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスおよび児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、基本的には指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の両方の指定を受けてください。

※指定特定相談支援事業者と指定障害児相談支援事業者両方の指定をあわせて受ける場合で、障害児のみを対象とする場合は、主たる対象者を「障害児」として差支えありません。

VI. 事業開始届について（提出先：東京都）

特定相談支援事業・障害児相談支援事業を開始する事業者は、区への指定申請手続きのほか、東京都へ事業開始届が必要となります。

※詳細は、東京都ホームページ「東京都障害者サービス情報・書式ライブラリー」の「事業開始届（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）」にてご確認ください。

VII. 業務管理体制整備について（提出先：事業所の所在地等により異なる）

平成24年4月より障害者福祉サービス事業者等には法令順守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。障害福祉サービス事業者等が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は数に応じて定められています。

1. 届け出先

届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が品川区内に所在する事業者の方は、品川区へ届出をお願いします。

区分	届け出先
事業所が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
特定相談支援事業・障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が品川区に所在する事業者	品川区
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般相談支援事業の指定を受けている ● 事業所が2以上で特定相談支援・障害児相談支援の指定を受けている事業所が東京都内で品川区以外にも所在する事業者 	東京都

1. 事業者が整備する業務管理体制

事業所等の数	20未満	20以上 100未満	100以上
業務管理体制の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の専任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の専任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の専任
		業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備
			業務執行の状況の監査を定期的に実施

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数える。
- 事業所番号が同一でもサービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数える。

2. 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者
事業者等の名称又は氏名 事業者等の主たる事業所の所在地 事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、 職名	全ての事業者
「法令遵守責任者」※1の氏名、生年月日	
上記に加え「法令遵守規程」※2の概要	事業所等の数が20以上の事業者
上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」 の概要	事業所等の数が100以上の事業者

※1 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

※2 業務が法令に適合することを確保するための規程

業務管理体制整備の届出内容に変更があった場合は、届出事項の変更のをお願いいたします。

VIII. 変更・廃止・休止・再開届・更新について

(1) 変更

厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から10日以内に変更届を提出する必要があります。

(2) 廃止・休止

事業を廃止又は休止する時は、廃止・休止の1か月前に廃止又は休止届を提出する必要があります。

(3) 再開

休止した事業を再開する場合は、再開後10日以内に再開届の提出する必要があります。

(4) 更新

指定の有効期間は、原則として6年間です。有効期間が終了するまでの間に、更新手続きを行う必要があります。

IX. 関係法令等

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障第 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知）（解釈通知）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日構成労働省告示第 125 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障初大 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（解釈通知）
- ・ 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 225 号）